

令和 4 年度第 1 四半期の原子力規制検査等の結果 (核物質防護関係)

令和 4 年 8 月 1 7 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和 4 年度第 1 四半期に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子力規制検査等¹（核物質防護関係）の結果を報告するものである。

2. 原子力規制検査（核物質防護関係）の実施結果

(1) 検査の実施状況

核物質防護関係のチーム検査を当初予定 28 件のところ、32 件実施した。詳細は、別紙 1 のとおり。

(2) 第 1 四半期の検査指摘事項

検査指摘事項については、下表のとおり 1 件確認された。詳細は、別紙 2 のとおり。

当該期間における検査指摘事項

No.	件名	概要	重要度 ² 深刻度 ³
実用発電用原子炉			
1	中国電力株式会社島根原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）	身分を証明する書類の偽造に気付かず、確実な確認を行わないまま、周辺防護区域等の入域許可証を発行していたもの。※	緑 SL IV
核燃料施設等			
検査指摘事項なし			

※ 是正措置済み。

安全実績指標（P I）については、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載する⁴。

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 6 1 条の 2 の 2 第 1 項に規定する検査及び第 6 4 条の 3 第 7 項に規定する検査をいう。後者の検査については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 2 5 年原子力規制委員会規則第 2 号）第 1 8 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する検査（核物質防護検査）を対象とする。

² 重要度：検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の 4 つに分類する。

³ 深刻度：法令違反等が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4 段階の深刻度レベル（SL: Severity Level）により評価する。

⁴ <https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/index.html>

3. 東京電力福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施結果

令和4年度東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における実施計画検査の実施に係る計画に基づき、核物質防護検査を実施したところ、実施計画違反はなかった。

(添付資料)

- 別紙1 年間検査計画に対する原子力規制検査(チーム検査)(核物質防護関係)の実施状況
- 別紙2 原子力規制検査(核物質防護関係)の検査指摘事項(要旨)

別紙 1

年間検査計画に対する原子力規制検査（チーム検査）（核物質防護関係）の実施状況

○ チーム検査の第1四半期の実績

令和4年度			
第1四半期実績	第2四半期	第3四半期	第4四半期
泊① 泊② 東通 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃縮・埋設 福島第二 柏崎刈羽 JAEA再処理 三菱原子燃料 大洗廃棄 原燃工東海 敦賀① 敦賀② 大飯 高浜① 高浜② 高浜③ 高浜④ 浜岡 志賀① 志賀② 原燃工熊取① 原燃工熊取② 島根 核管センター六ヶ所① 核管センター六ヶ所② 東芝① 東芝② MHI 核サ研	泊 東通 原燃再処理 大間 RFS 女川 福島第二① 福島第二② 柏崎刈羽 東海第二 GNF-J 大洗廃棄 志賀① 志賀② 高浜 美浜 もんじゅ① もんじゅ② ふげん 原燃工熊取 人形峠① 人形峠② 島根 伊方 玄海 川内 核管センター東海 近畿大学① 近畿大学② 原科研 NFD 三菱電機 京都大学 大洗北 大洗南① 大洗南②	大間 RFS 原燃再処理 原燃廃棄 原燃MOX 原燃濃埋 柏崎刈羽 JAEA再処理 東海第二 原燃工東海 GNF-J 浜岡 敦賀 大飯 美浜 ふげん 人形峠 島根 伊方① 伊方② 玄海 川内① 川内② 大洗北 大洗南① 大洗南② 核管センター東海 東京大学 核サ研	女川 柏崎刈羽 三菱原子燃料 原燃工熊取 美浜 島根

原子力規制検査（核物質防護）の検査指摘事項（要旨）

1. 中国電力株式会社島根原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）

（1）事案概要

ア 原子力規制庁の確認日 令和4年5月11日

イ 検査日 令和4年6月21日

ウ 原子力規制委員長及び各委員への報告日 令和4年5月12日、17日

エ 内容

- 令和4年5月11日、島根原子力発電所から原子力規制庁に、協力会社から業務の依頼を受けた一時立入者（以下「作業員」という。）が、立入制限区域及び周辺防護区域の入域手続において、有効期限の部分を偽造した運転免許証を使用し、それぞれの区域に入域していた旨報告がなされた。
- これを受け、原子力規制庁は、原子力規制検査において、
 - ・ 5月10日、作業員が有効期限の切れた運転免許証の有効期限の部分を意図的に書き換え、立入制限区域及び周辺防護区域の入域手続において、身分を証明する書類としてそれを使用したこと
 - ・ 立入制限区域及び周辺防護区域の出入管理所の警備員は、偽造に気付くことなく、確実な確認を行わないまま、作業員に入域許可証を発行したこと
 - ・ 作業員が発電所から退域した後、警備員が作業員の運転免許証の偽造に気付き、本事案が発覚したこと
 - ・ 構内において作業員の不審な行為は確認されていないこと等を確認した。

オ 指摘事項該当条文等

実用炉規則第91条第2項第5号（防護区域等への人の立入り）

カ 再発防止策

島根原子力発電所では、

- ・ 入域手続における運用の一部変更（令和4年5月）
- ・ 警備員等への教育の実施（令和4年5月）
- ・ 本人確認作業に資する機器の導入（令和4年6月）

等の是正措置を講じた。

なお、施設等への妨害・破壊行為の発生は認められていない。

（2）重要度の評価結果

緑

(3) 深刻度の評価結果

S L IV